

原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況

令和 8 年 10 月 7 日

原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について報告するものである。

2. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに 15 発電所 25 プラントについて申請されており※、これらの申請状況及び処分の状況は、別紙 1のとおり。
※中部電力浜岡原子力発電所 3・4 号炉に係る本体施設の設置変更許可申請等については、令和 8 年 9 月 25 日付けで申請の取下げがなされた。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに 11 発電所 18 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び処分の状況は、別紙 2のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに 12 発電所 19 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び処分の状況は、別紙 3のとおり。

3. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 1のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 2のとおり。

以上

＜別紙、別冊、参考＞

別紙 1 新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

別紙 2 特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

別紙 3 所内常設直流電源設備（3 系統目）に係る申請及び処分の状況

別冊 1 審査進捗状況表（本体施設）

別冊 2 審査進捗状況表（特定重大事故等対処施設）

参考資料 1 新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可）

参考資料 2 設置変更許可申請以外の新規制基準適合性に係る審査状況

参考資料 3 特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料 4 その他の審査案件

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和 8 年 10 月 6 日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北海道電力	泊発電所 （1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
北海道電力	泊発電所 （3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	令和 7 年 7 月 30 日	平成 25 年 7 月 8 日※ ⁴		平成 25 年 7 月 8 日		
関西電力	大飯発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 8 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 9 月 1 日	3号炉： 平成 30 年 4 月 10 日 4号炉： 平成 30 年 6 月 5 日
関西電力	高浜発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 2 月 12 日	平成 25 年 7 月 8 日	3号炉： 平成 27 年 8 月 4 日 4号炉： 平成 27 年 10 月 9 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 9 日	3号炉： 平成 28 年 2 月 26 日 4号炉： 平成 29 年 6 月 16 日
四国電力	伊方発電所 （3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 7 月 15 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 3 月 23 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 4 月 19 日	平成 28 年 9 月 7 日
九州電力	川内原子力発電所 （1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 26 年 9 月 10 日	平成 25 年 7 月 8 日	1号炉： 平成 27 年 3 月 18 日 2号炉： 平成 27 年 5 月 22 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 5 月 27 日	1号炉 平成 27 年 9 月 10 日 2号炉： 平成 27 年 11 月 17 日
九州電力	玄海原子力発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 1 月 18 日	平成 25 年 7 月 12 日	3号炉： 平成 29 年 8 月 25 日 4号炉： 平成 29 年 9 月 14 日	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 9 月 14 日	3号炉： 平成 30 年 5 月 16 日 4号炉： 平成 30 年 7 月 19 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 （6号炉）	BWR	平成 25 年 9 月 27 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日※ ²	令和 6 年 9 月 2 日	令和 6 年 8 月 29 日	令和 7 年 2 月 28 日	令和 8 年 4 月 16 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 （7号炉）	BWR	平成 25 年 9 月 27 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日	令和 2 年 10 月 14 日	平成 25 年 9 月 27 日	令和 2 年 10 月 30 日	
中国電力	島根原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 25 日	令和 3 年 9 月 15 日	平成 25 年 12 月 25 日	令和 5 年 8 月 30 日	平成 25 年 12 月 25 日	令和 6 年 5 月 30 日	令和 7 年 1 月 10 日
東北電力	女川原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 27 日	令和 2 年 2 月 26 日	平成 25 年 12 月 27 日	令和 3 年 12 月 23 日	平成 25 年 12 月 27 日	令和 5 年 2 月 15 日	令和 6 年 12 月 26 日
中部電力	浜岡原子力発電所 （4号炉）※ ⁵	~~BWR~~	平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日		平成 26 年 2 月 14 日		平成 26 年 2 月 14 日		
日本原子力発電	東海第二発電所	BWR	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 9 月 26 日	平成 26 年 5 月 20 日※ ¹	平成 30 年 10 月 18 日	平成 26 年 5 月 20 日		

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東北電力	東通原子力発電所 （1号炉）	BWR	平成26年6月10日		平成26年6月10日		平成26年6月10日		
北陸電力	志賀原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成26年8月12日		平成26年8月12日		平成26年8月12日		
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成26年12月16日		平成26年12月16日				
関西電力	美浜発電所 （3号炉）	PWR	平成27年3月17日	平成28年10月5日	平成27年11月26日	平成28年10月26日	平成27年3月17日	令和2年2月27日	令和3年7月27日
関西電力	高浜発電所 （1・2号炉）	PWR	平成27年3月17日	平成28年4月20日	平成27年7月3日	平成28年6月10日	令和元年7月31日	令和3年2月15日	1号炉： 令和5年8月28日 2号炉： 令和5年10月16日
中部電力	~~浜岡原子力発電所 （3号炉）~~ ※5	~~BWR~~	~~平成27年6月16日~~						
日本原子力発電	敦賀発電所 （2号炉）※3	PWR					平成27年11月5日		
中国電力	島根原子力発電所 （3号炉）	BWR	平成30年8月10日						

※1 特定重大事故等対処施設の設置に伴い、本申請に係る設備の変更も含めた変更認可申請を審査中。（審査状況は別紙2参照）

※2 令和5年9月4日付けで、設置変更許可を踏まえた設計及び工事の計画の認可申請の補正がなされた。

※3 平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

※4 令和7年7月10日、9月30日、12月18日、令和8年1月30日、3月31日及び4月28日に、本体施設に関する設置変更許可等を踏まえた補正が提出された。

※5 令和8年9月25日付けで申請の取下げがなされた。

灰色：処分済

赤字：前回（令和8年7月1日）の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和8年10月6日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉) ※1	7号炉： 令和7年10月13日 6号炉： 令和13年4月15日※7	平成26年12月15日 令和5年3月14日※4	令和4年8月17日 令和5年10月25日	7号炉： (第1回)令和5年1月30日 (第2回)令和5年7月6日 (第3回)令和6年1月16日 (第4回)令和6年11月28日 6号炉： (第1回)令和7年2月27日 (第2回)令和7年11月28日	7号炉： (第1回)令和7年9月29日 (第2回)令和7年9月29日 (第3回)令和7年9月29日 6号炉： (第1回)令和7年9月29日			
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成26年12月25日	平成28年9月21日	平成29年4月26日	令和元年8月7日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
九州電力	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成27年12月17日	平成29年4月5日	1号炉： (第1回)平成29年5月24日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日 2号炉： (第1回)平成29年7月10日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日	1号炉： (第1回)平成30年5月15日 (第2回)平成30年7月26日 (第3回)平成31年2月18日 2号炉： (第1回)平成30年8月10日 (第2回)平成30年8月31日 (第3回)平成31年4月12日	令和元年8月2日	令和2年3月25日	1号炉： 令和2年11月11日 2号炉： 令和2年12月16日
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日※6						
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成28年1月14日	平成29年10月4日	(第1回)平成29年12月7日 (第2回)平成30年3月16日 (第3回)平成30年5月11日 (第4回)平成30年8月13日 (第5回)令和元年7月11日	(第1回)平成31年3月25日 (第2回)令和元年12月24日 (第3回)令和2年3月27日 (第4回)令和元年10月10日 (第5回)令和2年3月27日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
中国電力	島根原子力発電所 (2号炉)	令和12年1月9日※7	平成28年7月4日※2	令和6年10月23日	(第1回)令和7年1月31日				

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成28年12月22日	平成30年3月7日	(第1回)平成30年3月8日 (第2回)平成30年11月16日 (第3回)平成31年3月15日 (第4回)令和元年5月31日	(第1回)平成31年4月25日 (第2回)令和元年9月13日 (第3回)令和元年10月24日 (第4回)令和2年2月20日	令和4年5月23日	令和5年1月13日	1号炉： 令和5年7月14日 2号炉： 令和5年8月31日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成29年12月20日	平成31年4月3日	3号炉： (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号炉： (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	3号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年12月5日 4号炉： 令和5年2月2日
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和2年7月10日	令和3年4月6日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	令和4年7月28日
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	(第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日	(第1回)令和2年12月22日 (第2回)令和3年8月24日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年12月8日 4号炉： 令和4年8月10日
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日	(第1回)令和4年2月28日 ^{※3} (第2回)令和4年4月28日 ^{※3} (第3回)令和4年10月19日 ^{※3} (第4回)令和5年5月31日 ^{※3} (第5回)令和6年8月2日 ^{※3}	(第1回)令和4年11月16日 (第2回)令和5年5月31日 (第3回)令和5年10月2日 (第4回)令和6年12月5日	平成26年5月20日 ^{※5}		
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和11年12月25日 ^{※7}	令和4年1月6日	令和5年10月4日	(第1回)令和5年12月14日 (第2回)令和6年9月26日	(第1回)令和7年3月28日 (第2回)令和7年12月19日			

※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。

※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。

※3 新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の変更認可申請として提出された。

※4 令和5年3月14日に、特定重大事故等対処施設の一部の構造を変更する設置変更許可申請がなされた。

※5 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請（本体施設）について、令和5年6月23日に、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。

※6 令和7年7月25日に、本体施設に関する設置変更許可等を踏まえた補正が提出された。

※7 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（令和8年原子力規制委員会規則第7号）により、経過措置の起点が本体施設の使用前確認終了日からとなった。

灰色：処分済

赤字：前回（令和8年7月1日）の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和8年10月6日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日						
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日 ※4						
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日	1号炉： 令和2年10月9日 2号炉： 令和2年11月18日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)	令和12年1月9日※5	平成28年7月4日※2	令和6年10月23日					
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日	令和2年8月6日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日※1	令和元年9月25日	令和2年7月17日	令和2年11月13日	令和4年5月23日	令和5年1月13日	1号炉： 令和5年7月14日 2号炉： 令和5年8月31日
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和3年4月23日	令和3年11月17日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	令和4年7月28日
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	令和3年4月23日	3号炉： 令和3年12月2日 4号炉： 令和3年12月3日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年12月8日 4号炉： 令和4年8月10日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日	令和2年11月13日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年11月15日 4号炉： 令和5年2月2日
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日	令和5年8月31日		平成26年5月20日※3		

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉)	7号炉： 令和7年10月13日 6号炉： 令和13年4月15日※5	令和3年11月12日	令和4年10月5日	7号炉： 令和8年2月25日				
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和11年12月25日 ※5	令和5年7月4日	令和6年6月5日	令和7年3月28日	令和7年8月28日			

- ※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備(3系統目)に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。
- ※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。
- ※3 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。
- ※4 令和7年7月25日に、本体施設に関する設置変更許可等を踏まえた補正が提出された。
- ※5 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則(令和8年原子力規制委員会規則第7号)により、経過措置の起点が本体施設の使用前確認終了日からとなった。

灰色：処分済
赤字：前回(令和8年7月1日)の報告時からの変更点

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1 号炉	・ ・ ・ 1 0
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2 号炉	・ ・ ・ 1 2
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 1 4
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3 号炉	・ ・ ・ 1 6

※ 1 申請順に記載

※ 2 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2 号炉については、実質的な審査が開始されていないため、省略する。

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	④	2023/12/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/8/4	
	基準地震動	④	2024/3/8	
	年超過確率	④	2024/8/30	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	④	2022/1/28	
	地震以外による津波	④	2022/9/2	
	基準津波	④	2025/11/7	
	年超過確率・砂移動	③	2026/1/16	●令和 8 年 1 月 16 日の審査会合において、事業者から、基準津波の再評価を踏まえた年超過確率について、日本原子力学会(2017)等で示されている手法、最新の知見等を踏まえて確率論的津波ハザード評価を行い、 $10^{-4} \sim 10^{-6}$ となることの説明がなされたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。 ●今後、事業者から、基準津波の再評価を踏まえた砂移動の評価について説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
竜巻(第6条)		①	-	先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
火山事象 (第6条)	火山事象	④	2025/7/18	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	
				●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
重大事故等 対処施設関係	有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			Lv 1.5		①		
			停止時		①		
			地震		①		
			津波		①		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①			
		解析コード		①	-		
		限界温度、限界圧力		①	-		
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①	-	
			高圧注水・減圧機能喪失		①		
			全交流動力電源喪失		①		
			崩壊熱除去機能喪失		①		
			原子炉停止機能喪失		①		
			LOCA 時注水機能喪失		①		
	格納容器バイパス (ISLOCA)		①				
	CV	過圧破損		①	-		
		DCH		①	-		
		FCI		①	-		
		MCCI		①	-		
		水素燃焼		①	-		
	SFP	想定事故1		①	-		
		想定事故2		①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		
		全交流動力電源喪失		①	-		
		原子炉冷却材の流出		①	-		
		反応度誤投入		①	-		
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①	-	
		1.1	44 条	ATWS	①	-	
		1.2	45 条	高圧時冷却	①	-	
		1.3	46 条	減圧	①	-	
		1.4	47 条	低圧時冷却	①	-	
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	①	-	
		1.6	49 条	CV 冷却	①	-	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①	-	
		1.8	51 条	CV 下部注水	①	-	
		1.9	52 条	CV 水素対策	①	-	
		1.10	53 条	RB 水素対策	①	-	
		1.11	54 条	SFP	①	-	
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	①	-	
		1.13	56 条	水源	①	-	
		1.14	57 条	電源	①	-	
		1.15	58 条	計装	①	-	
		1.16	59 条	原子炉制御室	①	-	
		1.17	60 条	監視測定	①	-	
		1.18	61 条	緊急時対策所	①	-	
		1.19	62 条	通信連絡	①	-	
	2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			④	2018/5/18		
	地震動(第38、39条)			②	2024/8/30	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2026/1/16	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
備 考					●事業者は、安全対策工事の完了時期について、令和 7 年 9 月までにプラント審査準備を完了した上での公表を目指していたが、敷地造成に関する審査会合の対応状況等を踏まえ、今後の工程の見通しを得るためには、更に 1 年半程度の期間(令和 9 年 3 月頃まで)を要すると令和 7 年 8 月 18 日に公表している。 ●令和 7 年 11 月 7 日の審査会合において、プラント審査については、現在、準備を進めているところであるが、まだ、説明ができる状況ではない旨、説明があった。		

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2024/10/18	●敷地周辺の地質・地質構造については、敷地近傍(敷地から半径 5km の範囲)、敷地周辺海域(敷地から半径 5km 以遠)及び敷地周辺陸域(敷地から半径 5km 以遠)に分けて事業者が説明しているため、当該区分によって審査を行っている。 ●敷地近傍の地質・地質構造については、令和 5 年 7 月 14 日の審査会合をもっておおむね妥当な検討がなされていると評価した。 ●敷地周辺海域の地質・地質構造については、令和 5 年 5 月 12 日及び 10 月 6 日の審査会合において、事業者による海域の断層の長さ等の評価について、断層の運動に係る評価方法及びその根拠が明確でないことから再検討すること等を指摘した。 令和 7 年 3 月 21 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年能登半島地震に係る知見として地震本部(2024)等を踏まえた断層の評価結果及び断層の運動に係る評価結果について説明を受けた。これに対し、令和 6 年 11 月に発生した石川県西方沖の地震に関連したと考えられる断層と令和 6 年能登半島地震の震源断層は同時活動していないと判断していることについて、石川県西方沖の地震は震源断層が特定されていないこと、また、令和 6 年能登半島地震により誘発されたとする知見があることも踏まえると十分な検討がなされていないことから、石川県西方沖の地震の知見の収集、整理を行った上で、再検討することを求めた。令和 7 年 12 月 26 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年 11 月に発生した石川県西方沖の地震の震源断層は地震観測の結果等から羽咋沖西撓曲であるとの評価結果、また、羽咋沖西撓曲や羽咋沖東撓曲とそれらの周辺に分布する断層との運動に係る評価結果について説明を受けた。これに対し、羽咋沖東撓曲と海士岬沖断層帯との運動を考慮しないと評価していることについては、令和 6 年能登半島地震に係る知見等を踏まえると両断層が同時活動する可能性は十分に否定できていないことから、再検討すること等を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。令和 8 年 4 月 3 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年能登半島地震に係る知見等を踏まえ、羽咋沖東撓曲と海士岬沖断層帯との運動を含め、羽咋沖東撓曲や羽咋沖西撓曲とそれらの周辺に分布する断層との運動を考慮することとしたとの説明がなされたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。 ●令和 7 年 11 月 21 日の審査会合において、事業者から、敷地周辺陸域の地質・地質構造について説明がなされた。これに対し、敷地から半径 30km 範囲の各断層等の評価については、文献調査及び空中写真判読による断層等の抽出に係る考察が不足していること、抽出した断層等を「後期更新世以降の活動が認められない断層等」又は「対応する断層が認められない」と評価した根拠が不十分な断層等があることを指摘した上で、敷地周辺陸域の断層評価の全体の流れも含めて再検討することを求めた。また、富来川南岸断層と富来川断層との運動評価については、運動を考慮しないと評価した根拠が不十分であることから、改めて説明することを求めた。今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。 ●令和 7 年 12 月 26 日の審査会合において、令和 7 年 12 月 23 日に国土地理院から公表された能登半島北部などの活断層図を踏まえた評価について、今後、説明するよう求めた。令和 8 年 4 月 3 日の審査会合において、事業者から、同活断層図に係る地質調査計画の概要について説明がなされた。これに対し、調査結果がまとまり次第、敷地周辺陸域の地質・地質構造において説明するよう求めた。	
	敷地周辺の地質・地質構造	③	2026/4/3		
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2025/4/11		
	震源を特定して策定する地震動	①	-	●震源を特定して策定する地震動に関し、令和 4 年 9 月 16 日の審査会合において指摘したとおり、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後、同断層の断層長等の評価を踏まえ、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2025/9/12		
	基準地震動	①	-		
	年超過確率	①	-		
	地盤・斜面の安定性	①	-		
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
津波(第5条)	地震による津波	②	2026/10/2	●令和 8 年 6 月 12 日の審査会合において、事業者から、津波評価に係る審査資料の記載の誤りにについて説明がなされた。これに対し、事象発生の原因、再発防止策及びその水平展開結果、審査資料の品質管理方法について説明するよう求めた。令和 8 年 10 月 2 日の審査会合において、事業者から、津波評価に係る審査資料の記載の誤りにについて、事象発生の原因究明、再発防止策の策定及び策定した再発防止策の水平展開について適切に行われていることの説明があり、その内容を確認した。これに対し、今後は適正な審査資料を作成するよう申し伝えた。 ●令和 8 年 6 月 12 日の審査会合において、地震による津波のうち海域活断層による津波の評価の概要について説明を受けた。これに対し、津波評価の前提となる津波防護方針が当初申請から大きく変更されていることから、津波防護方針の全体像について説明することを求めた。特に、先行サイトの実績や本サイトでの特徴を踏まえ、津波影響軽減施設としている波除堤等に期待する機能・効果を整理した上で、津波防護施設及び津波影響軽減施設の関連条文への適合性に係る論点について説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	地震以外による津波	①	-		
	基準津波	①	-		
	年超過確率・砂移動	①	-		
	耐津波設計方針	①	-		
	竜巻(第6条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	火山事象 (第6条)	火山事象	④	2025/2/21	
火山事象に対する設計方針		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
外部火災(第6条)		①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-		
不法な侵入(第7条)		①	-		
内部火災(第8条)		①	-		
内部溢水(第9条)		①	-		
誤操作の防止(第10条)		①	-		
安全避難通路(第11条)		①	-		
安全施設(第12条)		①	-		
全交流電源喪失(第14条)		①	-		
SFP(第16条、23条)		①	-		
RCPB(第17条)		①	-		
安全保護回路(第24条)		①	-		
原子炉制御室(第26条)		①	-		
監視設備(第31条)		①	-		
保安電源(第33条)		①	-		
緊急時対策所(第34条)		①	-		
通信連絡設備(第35条)		①	-		

設計基準対象施設関係

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点
重大事故等 対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			Lv 1.5		①	-	
			停止時		①	-	
			地震		①	-	
			津波		①	-	
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①	-	
		解析コード			①	-	
		限界温度、限界圧力			①	-	
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①	-	
			高圧注水・減圧機能喪失		①	-	
			全交流動力電源喪失		①	-	
			崩壊熱除去機能喪失		①	-	
			原子炉停止機能喪失		①	-	
			LOCA 時注水機能喪失		①	-	
			格納容器バイパス (ISLOCA)		①	-	
		CV	過圧破損		①	-	
			DCH		①	-	
			FCI		①	-	
			MCCI		①	-	
			水素燃焼		①	-	
		SFP	想定事故1		①	-	
			想定事故2		①	-	
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-	
			全交流動力電源喪失		①	-	
			原子炉冷却材の流出		①	-	
			反応度誤投入		①	-	
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①	-	
		1.1	44 条	ATWS	①	-	
		1.2	45 条	高圧時冷却	①	-	
		1.3	46 条	減圧	①	-	
		1.4	47 条	低圧時冷却	①	-	
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	①	-	
		1.6	49 条	CV 冷却	①	-	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①	-	
		1.8	51 条	CV 下部注水	①	-	
		1.9	52 条	CV 水素対策	①	-	
		1.10	53 条	RB 水素対策	①	-	
		1.11	54 条	SFP	①	-	
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	①	-	
		1.13	56 条	水源	①	-	
		1.14	57 条	電源	①	-	
		1.15	58 条	計装	①	-	
		1.16	59 条	原子炉制御室	①	-	
		1.17	60 条	監視測定	①	-	
		1.18	61 条	緊急時対策所	①	-	
		1.19	62 条	通信連絡	①	-	
		2		大規模損壊	①	-	
共通	地質 (第38条)			④	2024/10/18	●地質 (第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動 (第38、39条)			②	2025/9/12	●地震動 (第3、4条)を参照。	
	津波 (第40条)			②	2026/10/2	●津波 (第5条)を参照。	
	火災 (第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
備 考							

※ ①審査に未着手 (赤色)、 ②一部説明聴取済 & コメント回答の審査中 (黄色)、 ③一通り説明聴取済 & コメント回答の審査中 (緑色)、 ④おおむね審査済み (灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

審査項目			ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③⇒④	2025/10/31	●令和5年10月20日の審査会合において、シーム S-11 全体として規則第三条への適合性を示すため、敷地内の評価範囲を見直すこと、当該評価範囲において調査を行った上で後期更新世以降の活動性有り／無しの指標を定めること、調査は段階的に行うこと、活動性有り／無しの指標に基づき活動性有りとする範囲について工学的対処を行うこと等の説明がなされた。これに対して、審査の手戻りがないように、段階的に検討を進めていくこと、具体的には、 ・活動性有り／無しを区分するための指標作成に当たり、後期更新世以降の堆積物に変位を与えている箇所及び後期更新世以降の活動性が否定されている箇所のそれぞれ1箇所の調査等に基づき、どのような指標を設定するかを検討すること(第一段階) ・第一段階で実施した2箇所に加え、比較箇所を拡充した調査等の実施、及びその結果を踏まえて第一段階で抽出した指標の確度の十分性を検討すること(第二段階) ・第一段階及び第二段階を踏まえ、追加調査の必要性を検討した上で、活動性有り／無しの指標の確度の十分性、活動性有り／無しの範囲を検討すること(第三段階) ・第一段階から第三段階を踏まえ、工学的措置を講じる範囲を検討すること(第四段階) を求め、まずは第一段階の検討に資する調査結果を示すよう求めた。 ●令和6年3月1日の審査会合において、シーム S-11 の活動性評価のための指標の設定に関する第一段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された指標(①条線②CT 画像観察③薄片観察④SEM 観察)については、活動性を判断する根拠となり得る理由について追加的な説明が必要であること、また、第二段階の検討結果に、シーム S-11 の周辺岩盤等の評価結果も追加することを求めた。 ●令和6年6月28日の審査会合において、シーム S-11 の活動性評価のための指標の設定に関する第二段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された3つの判断基準(判断基準1(周辺岩盤の風化の程度)、判断基準2(変位方向)、判断基準3(鉱物の産状))のうち、判断基準2及び判断基準3については、調査地点ごとに状態が異なることから、敷地内の共通の判断基準とすることは困難であり、その適用範囲について見直しが必要であること、並びに判断基準1については、これを今後の判断基準の主軸とした上で、変位・変形の有無と風化の程度との関係について更なるデータ拡充を求めるとともに、第三段階の検討結果の提示を求めた。 ●令和7年1月24日の審査会合において、第三段階の検討結果として、周辺岩盤の風化の程度を判断基準の主軸とした上で、風化の程度の判断に用いる指標(色調、硬さ及び岩石組織)により強風化部、弱風化部、新鮮部の3つに区分し、弱風化部内に変状ありと活動なしの境界を設定する方針とすることについて説明がなされた。これに対して、判断指標の評価結果を踏まえると、弱風化部の範囲を設定するためには大幅なデータの拡充が必要となり、相当な時間を要すると考えられることから、変状ありと活動なしの境界を新鮮部内で設定することも含め、改めて第三段階の検討結果の説明を求めた。 ●令和7年6月13日の審査会合において、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界については、新鮮部内で設定する方針とすることについて説明がなされた。これに対して、新鮮部と判定するために設定する判定指標については、現在取得しているデータのうち一部のデータに基づく内容しか示されなかったことから、更なるデータの整理を行い、新鮮部内で確実に境界を設定できるよう基準値を設定するよう求めた。その上で、シーム S-11 については工学的対処を講じる方針としていることから、工学的対処を講じる範囲についても確認する必要があるため、第四段階の「工学的対処の考え方及び範囲」と併せて説明するよう求めた。 ●令和7年10月31日の審査会合において、事業者から、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界設定に用いる判定指標の基準値についてデータを拡充した上で設定したこと、この基準値を用いて変状ありと活動なしの境界を設定したこと、工学的対処を講じる範囲の考え方について説明がなされ、それらの内容について、おおむね理解した。なお、工学的対処を講じるに当たり、判定指標については、今後の工事において、特異な値が確認される可能性もあることから、その際には個別に判断すること、変状ありと活動なしの境界については、重要施設付近では風化部と新鮮部が近接している箇所もあることから、施設との離隔を確保すること、工学的対処を実施する際には、工学的対処を講じた範囲の妥当性を後段規制で確認することができるよう、記録を保存することを求めた。 ●令和7年11月20日に、規制庁職員による現地確認を行い、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界設定に用いたボーリングコアや、工学的対処を講じる範囲の確認を行い、審査会合で説明のあった内容と相違がないことを確認した。 ●令和8年9月10日及び11日に、原子力規制委員会委員による現地調査を行い、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界設定に用いたボーリングコア、工学的対処を講じる範囲及び露頭の確認を行い、審査会合で説明のあった内容と相違がなく、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
		震源を特定して策定する地震動	④	2025/3/14	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2024/9/6	
		基準地震動	④	2025/5/16	
		年超過確率	④	2025/12/5	
		地盤・斜面の安定性	①⇒③	2026/7/24	●令和8年7月24日の審査会合において、事業者から、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る評価方針について説明がなされた。これに対して、評価方針は理解したので、当該方針に基づく評価結果を説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		耐震設計方針	②	2026/6/9	●令和7年6月26日の審査会合において、耐震性の強化として原子炉建屋の外壁を部分的に増厚することによる偏心等の影響について説明するよう求めた。これに対して、令和8年6月9日の審査会合において、事業者から、原子炉建屋の外壁増厚の影響確認方針について説明を受けるとともに、今後、地震応答解析評価により偏心等の影響を説明する予定であることの説明がなされた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	
		地震以外による津波	④	2018/6/8	
		基準津波	④	2024/11/29	●令和8年6月9日のプラント側の審査会合において、事業者から、貯留堰の位置及び構造を変更するなどの説明があった件に関し、令和8年6月18日の面談において、事業者から、基準津波及び砂移動への影響について、準備が出来次第、説明する旨の申し出があった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		年超過確率・砂移動	④	2025/8/1	
		耐津波設計方針	②	2026/6/9	●令和8年3月26日の審査会合において、事業者から、耐津波設計の基本方針の全体概要について説明がなされた。これに対し、入力津波の評価結果等の検討中の事項を確定させた上で、改めて全体を説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	火山事象 (第6条)	竜巻(第6条)	④	2026/3/26	
		火山事象	④	2026/2/27	
		火山事象に対する設計方針	①⇒④	2026/9/10	●令和8年9月10日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	外部火災(第6条)		①⇒③	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、漂流船舶の火災・爆発の影響評価において考慮する船舶の設定について、敷地周辺において漂流が想定される外国籍の船舶を包絡したものとなっているかが示されていないため、設定した船舶の妥当性について説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	不法な侵入(第7条)		④	2026/4/28	
	内部火災(第8条)		③	2026/8/18	●令和8年2月12日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、火災の影響軽減のための対策において、火災区域の境界を構成するものとして先行審査実績のない鋼板コンクリートを採用するとしているが、当該鋼板コンクリートが3時間の耐火性能を有することについて、具体的根拠をもって説明するよう求めた。これに対して、令和8年7月9日の審査会合において、事業者から、審査会合における指摘を踏まえ、当該鋼板コンクリートについて火災耐久試験を実施し、3時間以上の耐火能力を有していることを説明する予定である旨の説明があった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	内部溢水(第9条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	誤操作の防止(第10条)		④	2026/4/28	
	安全避難通路(第11条)		④	2026/4/28	
	安全施設(第12条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	全交流電源喪失(第14条)		①⇒④	2026/7/9	●令和8年7月9日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	SFP(第16条、23条)		①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。現時点において論点はない今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	RCPB(第17条)		①	-	
	安全保護回路(第24条)		④	2026/4/28	
	原子炉制御室(第26条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	監視設備(第31条)		①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	保安電源(第33条)		①⇒④	2026/7/9	●令和7年6月26日の審査会合において、電線路の物理的分離に関して、他の回線と近接・交差する箇所で、万が一送電線事故が発生した場合でも、発電所へ電力供給が可能であることについて説明するよう求めた。これに対して、令和8年7月9日の審査会合において、事業者から、近接箇所については送電線を移設し、交差箇所については送電線を地中化すること等により、物理的分離を確保する旨の説明がなされた。現時点において論点はない。
	緊急時対策所(第34条)		①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
重大事故等対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		④	2025/9/18	
			Lv 1.5		④		
			停止時		④		
			地震		③	2025/10/28	
			津波		③		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		③	2025/11/11	●令和7年11月11日までの審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、地震ハザード及び津波ハザードの審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①				
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失		③		2026/4/28	
		高圧注水・減圧機能喪失		③	2026/2/24		
		全交流動力電源喪失		③	2026/6/9		
		崩壊熱除去機能喪失		③	2026/6/9		
		原子炉停止機能喪失		①⇒③	2026/7/9		
		LOCA 時注水機能喪失		③	2026/4/28		
		格納容器バイパス (ISLOCA)		①⇒③	2026/8/18		
	CV	過圧破損		①⇒③	2026/8/18		
		DCH		①⇒③	2026/9/10		
		FCI		①⇒③			
		MCCI		①⇒③			
		水素燃焼		①⇒③	2026/8/18		
	SFP	想定事故1		①	-		
		想定事故2		①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		
		全交流動力電源喪失		①	-		
		原子炉冷却材の流出		①	-		
		反応度誤投入		①	-		
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	②	2026/6/9	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和7年12月16日の審査会合において、事業者から、有効性評価の基本的な考え方について説明がなされた。これに対し、燃料の代表条件について、段階的にフル MOX まで移行することを踏まえても適切な設定がなされていることを改めて整理して説明するよう求めた。これに対し、令和8年2月12日の審査会合において、ウラン燃料と MOX 燃料の混在炉心についても考慮して代表条件を設定している旨の説明がなされた。引き続き、事業者から個別の有効性評価について説明を受け、内容を確認していく。 ●令和8年2月24日の審査会合において、事業者から、大間の特徴である電動機駆動ポンプを用いた代替高圧注水系の対策の有効性、並びに炉心損傷防止対策の有効性評価(高圧・低圧注水機能喪失、高圧注水・減圧機能喪失及び LOCA 時注水機能喪失)について説明がなされた。これに対し、有効性評価の対策が先行審査実績と大きく異なっていることから、各対策を採用した理由も含めて重大事故等対策の全体像を整理して説明すること等を求めた。これに対して、令和8年4月28日の審査会合において、事業者から、大間の重大事故等対策の全体像等について説明がなされた。これに対し、大間の特徴が網羅的に示されていないことから、改めて全体像を整理して説明することを求めた。これに対して、令和8年6月9日の審査会合において、事業者から、炉心の露出による燃料被覆管の破裂を回避すること等を目標とし、このために電動機駆動ポンプを用いた代替高圧注水系の対策を整備していること等の大間の特徴を踏まえた重大事故等対策の全体像について説明がなされた。引き続き、事業者から個別の対策について説明を受け、内容を確認していく。 ●令和8年6月9日の審査会合において、事業者から、炉心損傷防止対策の有効性評価(全交流動力電源喪失及び崩壊熱除去機能喪失)について説明がなされた。これに対し、有効性評価のうち全交流動力電源喪失において、解析条件では、交流電源は24時間使用できないものとし、事象発生から24時間後に常設代替交流電源設備(空冷式ディーゼル発電機)によって電源供給を開始するとしている一方で、空冷式ディーゼル発電機の冷却系には24時間前から電源供給し待機状態とするなど、空冷式ディーゼル発電機の待機状態の想定について説明に矛盾があるため、整理して説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和7年6月26日の審査会合において、大間が電源開発(株)にとって初めて運転する原子炉施設となることから、重大事故等の対処のために必要となる技術的能力について詳細に説明するよう求めた。これに対して、令和8年4月28日の審査会合において、事業者から、重大事故等の対処のために必要となる技術的能力の共通事項について、先行審査実績と比較・整理し、大間における方針が先行実績と同等であることから、原子炉施設を初めて運転すること起因する課題はない旨の説明がなされた。これに対し、原子炉施設が完成していないために実機での検証や模擬による所要時間の確認を行うことができない手順について、その実現可能性を個別の手順等において詳細に説明すること等を求めた。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和7年6月26日の審査会合において、中央制御室の居住性に関して、原子炉建屋ブローアウトパネルの設計について、先行審査実績と異なり、当該ブローアウトパネルとブローアウトパネル閉止装置を一体化し、マグネット(永久磁石)によりパネルを固定する設計としていることから、設計成立性の見通しを整理して説明すること等を求めた。これに対して、令和8年8月18日の審査会合において、試験結果等を踏まえた設計成立性の見通し等について説明がなされた。これに対し、設計成立性の見通しを得るために実施した試験の試験条件、試験体、試験方法等について、詳細に説明すること等を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		1.1	44 条	ATWS	①⇒③	2026/7/9	
		1.2	45 条	高圧時冷却	②	2026/8/18	
		1.3	46 条	減圧	②	2026/9/10	
		1.4	47 条	低圧時冷却	②	2026/8/18	
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	②	2026/9/10	
		1.6	49 条	CV 冷却	②	2026/9/10	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①⇒②	2026/9/10	
		1.8	51 条	CV 下部注水	①⇒②	2026/9/10	
		1.9	52 条	CV 水素対策	①⇒②	2026/9/10	
		1.10	53 条	RB 水素対策	①⇒②	2026/9/10	
1.11		54 条	SFP	①	-		
1.12		55 条	建屋外 RI 抑制	①	-		
1.13		56 条	水源	②	2026/6/9		
1.14		57 条	電源	②	2026/6/9		
1.15		58 条	計装	①	-		
1.16		59 条	原子炉制御室	①⇒②	2026/8/18		
1.17		60 条	監視測定	①	-		
1.18		61 条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62 条	通信連絡	①	-		
2			大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			③⇒④	2025/10/31	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2026/7/24	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2026/6/9	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①⇒④	2026/7/9	●令和8年7月9日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。	
備 考					●令和7年6月26日の審査会合において、フル MOX に係る知見について、過去の設置許可審査時から時間が経過していることから、その後、蓄積された知見を踏まえても、過去に許可を受けた安全設計手法及び安全評価手法の適用性に影響がないと判断した考え方を整理して説明するよう求めた。これに対して、令和7年11月27日の審査会合において、事業者から、過去の設置許可後に蓄積された知見を踏まえた、過去に許可を受けた手法の適用性について説明がなされた。これに対し、蓄積された知見を炉心パラメータに着目して再整理し、過去に許可を受けた手法の適用性に影響がないことを改めて説明するよう求めた。これに対して、令和8年7月9日の審査会合において、事業者から、再整理した結果を踏まえ、過去に許可を受けた手法の適用性に影響がないことについて改めて説明がなされた。現時点において論点はない。 ●令和8年4月28日の審査会合において、事業者から、令和7年6月26日の審査会合における指摘事項への回答として原子炉施設を初めて運転することに起因する課題はない旨を説明することに合わせ、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性及び他電力の協力を得る方針等の運転経験を補完する取組について説明がなされた。これに対し、他電力の協力を得る方針について、成立する見込みがあるか、具体的な根拠を示して説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		

※①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2025/9/5	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。 ●令和8年3月27日の審査会合において、事業者から、令和8年1月14日に刊行された文献(日本の活断層総覧)に示された推定活断層に係る地質調査計画の概要について説明がなされた。これに対し、調査結果を整理した上で、既往の評価結果への影響の有無について、今後、説明するよう求めた。 ●令和8年6月12日の審査会合において、事業者から、日本の活断層総覧が示す推定活断層について、追加の地質調査等を踏まえて総合的に評価した結果、同推定活断層に対応する断層は認められないと評価したとの説明がなされた。これに対し、追加の地質調査等の結果、同推定活断層に対応する位置において「震源として考慮する活断層」の存在を示唆させる証拠は認められないことについては理解した。令和8年7月16日の現地調査において、日本の活断層総覧が示す推定活断層について、事業者が行った追加の地質調査の露頭を確認し、同年6月12日の審査会合で説明された内容と相違がないことを確認できたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。 ●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
	敷地周辺の地質・地質構造	③⇒④	2026/6/12	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2025/10/31	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
	震源を特定して策定する地震動	④	2025/10/31	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2025/10/31	
	基準地震動	④	2025/10/31	
	年超過確率	④	2025/10/31	
	地盤・斜面の安定性	④	2026/5/29	
	耐震設計方針	④	2025/11/27	
津波(第5条)	地震による津波	④	2025/6/13	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
	地震以外による津波	④	2025/6/13	
	基準津波	④	2025/6/13	
	年超過確率・砂移動	④	2025/6/13	
	耐津波設計方針	④	2025/11/27	
竜巻(第6条)		④	2025/10/16	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
火山事象 (第6条)	火山事象	④	2025/7/18	
	火山事象に対する設計方針	④	2025/8/7	
外部火災(第6条)		④	2025/12/16	
その他自然現象と人為事象(第6条)		④	2025/12/16	
不法な侵入(第7条)		④	2025/8/7	
内部火災(第8条)		④	2025/10/16	
内部溢水(第9条)		④	2025/12/16	
誤操作の防止(第10条)		④	2025/12/16	
安全避難通路(第11条)		④	2025/12/16	
安全施設(第12条)		④	2025/12/16	
全交流電源喪失(第14条)		④	2025/12/16	
SFP(第16条、23条)		④	2025/12/16	
RCPB(第17条)		④	2025/8/7	
安全保護回路(第24条)		④	2025/8/28	
原子炉制御室(第26条)		④	2026/1/29	
監視設備(第31条)		④	2025/11/11	
保安電源(第33条)		④	2025/12/16	
緊急時対策所(第34条)		④	2026/1/29	
通信連絡設備(第35条)		④	2026/1/29	
炉心等(第15条)等		④	2026/1/29	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等対処施設関係	有効性評価（３７条）	PRA	Lv １		③⇒④	2026/9/10	●令和６年１２月５日、令和７年２月６日及び令和７年４月３日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、地震・津波側のハザードの審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。これに対して、令和８年９月１０日の審査会合において、事業者から、ハザード側の審査状況を踏まえた反映事項等について説明がなされた。現時点において論点はない。	
			Lv １. 5		③⇒④			
			停止時		③⇒④			
			地震		③⇒④			
			津波		③⇒④			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		③⇒④				
		解析コード		④	2026/1/29			
		限界温度、限界圧力		④	2025/11/11			
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		④	2026/1/29		
			高圧注水・減圧機能喪失		④			
			全交流動力電源喪失		④	2025/8/7		
			崩壊熱除去機能喪失		④			
			原子炉停止機能喪失		④	2026/1/29		
			LOCA 時注水機能喪失		④			
			格納容器バイパス (ISLOCA)		④			
		CV	過圧破損		④	2025/8/28		
			DCH		④	2025/10/16		
			FCI		④			
			MCCI		④			
			水素燃焼		④	2025/8/28		
		SFP	想定事故1		④	2025/11/11		
			想定事故2		④			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		④			
			全交流動力電源喪失		④			
			原子炉冷却材の流出		④			
			反応度誤投入		④			
		設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	③⇒④	2026/9/10	●令和７年１２月１６日の審査会合において、事業者から、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートについて説明がなされた。これに対し、地盤・斜面の安定性の審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。これに対して、令和８年９月１０日の審査会合において、事業者から、ハザード側の審査状況を踏まえた反映事項等について説明がなされた。現時点において論点はない。
			1.1	44 条	ATWS	④	2025/6/17	
			1.2	45 条	高圧時冷却	④	2025/8/7	
			1.3	46 条	減圧	④	2025/10/16	
			1.4	47 条	低圧時冷却	④	2025/11/11	
			1.5	48 条	最終ヒートシンク	④	2025/8/7	
			1.6	49 条	CV 冷却	④	2025/10/16	
			1.7	50 条	CV 過圧破損防止	④	2025/10/16	
			1.8	51 条	CV 下部注水	④	2025/10/16	
			1.9	52 条	CV 水素対策	④	2025/10/16	
			1.10	53 条	RB 水素対策	④	2025/10/16	
	1.11		54 条	SFP	④	2025/11/11		
	1.12		55 条	建屋外 RI 抑制	④	2026/2/12		
	1.13		56 条	水源	④	2026/1/29		
	1.14		57 条	電源	④	2026/1/29		
	1.15		58 条	計装	④	2026/1/29		
	1.16		59 条	原子炉制御室	④	2026/1/29		
	1.17		60 条	監視測定	④	2025/11/11		
	1.18		61 条	緊急時対策所	④	2026/1/29		
	1.19		62 条	通信連絡	④	2026/1/29		
	2			大規模損壊	④	2026/2/12		
共通	地質（第38条）		④	2025/9/5	●地質（第3、4条） 敷地の地質・地質構造を参照。			
	地震動（第38、39条）		④	2026/5/29	●地震動（第3、4条）を参照。			
	津波（第40条）		④	2025/11/27	●津波（第5条）を参照。			
	火災（第41条）		④	2026/1/29				
備 考					●令和８年７月 29 日及び 9 月 11 日に事業者から提出された設置変更許可申請書の補正について、これまで審査会合等で審査した事項が反映されているか確認するとともに、審査結果を取りまとめ中。			

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表
(特定重大事故等対処施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉 . . . 19

北海道電力(株) 泊発電所3号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等 対処施設	地質 (第38、39条)		敷地の地質・地質構造	②⇒③	2026/10/2	●令和 8 年 2 月 27 日の審査会合において、事業者から、特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について説明がなされた。これに対し、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層の活動性評価について、施設設置位置付近の断層の分布を整理した上で、活動性評価を行うよう求めた。 ●令和 8 年 7 月 31 日の審査会合において、事業者から、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層を認定するに当たり、当該断層が新たに活動性評価の対象となる断層であるか否かを評価する方針に見直した旨の説明がなされた。これに対し、断層を認定するに当たって、ボーリングコア観察による抽出が適切に行われているか確認できないことから、断層の認定に用いたボーリングデータを基に抽出プロセス及びその根拠などを整理した上で、改めて説明することを求めた。 ●令和 8 年 10 月 2 日の審査会合において、事業者から、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層を認定するに当たり、ボーリングコア観察による抽出プロセスを一部見直した上で改めて説明がなされた。これに対し、ボーリングコア観察による抽出結果の妥当性について現地調査での説明対応を求めた。今後、現地調査を実施し、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層認定の妥当性等を確認していく。
	地震動 (第38、39条)		地盤・斜面の安定性	①	-	
			耐震設計方針	④	2025/12/18	
	津波(第40条)		耐津波設計方針	④	2025/12/18	
	火災 (第41条)			④	2026/2/26	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)			④	2025/11/20	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		④	2026/2/26	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	④	2025/11/20	
			炉内熔融炉心の冷却機能	④	2025/11/20	
			CV 内熔融炉心の冷却機能	④	2025/11/20	
			CV の冷却・減圧・放射性物質低減機能	④	2025/11/20	
			CV の過圧破損防止機能	④	2026/3/31	
			水素爆発による CV 破損防止機能	④	2025/12/18	
			サポート機能(電源設備)	④	2025/11/20	
			サポート機能(計装設備)	④	2025/11/20	
			サポート機能(通信連絡設備)	④	2025/11/20	
			緊急時制御室	④	2025/12/18	
		使命期間(第3号)		④	2026/1/22	
		CV 破損防止対策の有効性の確認(主に第2号)		④	2026/1/22	
	技術的能力	1.0	共通	④	2026/1/22	
2.2		準備操作	④	2026/1/22		
		原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	④	2026/1/22		
		炉内熔融炉心の冷却	④	2026/1/22		
		CV 内熔融炉心の冷却	④	2026/1/22		
		CV の冷却・減圧・放射性物質低減	④	2026/1/22		
		CV の過圧破損防止	④	2026/1/22		
		水素爆発による CV 破損防止	④	2026/1/22		
		サポート(電源)	④	2026/1/22		
		サポート(計装)	④	2026/1/22		
		サポート(通信連絡)	④	2026/1/22		
		緊急時制御室	④	2026/1/22		

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

			PWR	BWR				
			泊1, 2	島根3	東通	志賀	大間	
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、 泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・敷地周辺の地質・地質構造		おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	おおむね審議済	
	地震動	・地下構造		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・震源を特定して策定する地震動			おおむね審議済		おおむね審議済	
		・震源を特定せず策定する地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・基準地震動			おおむね審議済		おおむね審議済	
		・年超過確率			おおむね審議済		おおむね審議済	
	津波	・地震による津波		おおむね審議済	おおむね審議済	概要説明を聴取	おおむね審議済	
		・地震以外による津波			おおむね審議済		おおむね審議済	
		・基準津波			おおむね審議済		おおむね審議済	
・年超過確率・砂移動		審議中			おおむね審議済			
地盤・斜面の安定性			おおむね審議済			審議中		
火山事象			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済		
プラント	耐震設計方針		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3号を優先して審査を実施	おおむね審議済	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント関係の審査については、PRA ハザードの策定、事故シー ケンスの検討等の準備に時間を要する旨の説明があった	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ 審査資料を準備するよう指示	審議中	
	耐津波設計方針			おおむね審議済			おおむね審議済	
	DB	外部 事象		・竜巻に対する設計方針			おおむね審議済	おおむね審議済
				・火山に対する設計方針				
				・外部火災に対する設計方針				
				・その他自然現象等に対する設計方針				
		内部火災						
		内部溢水						
	安全施設等			おおむね審議済				
	SA	有効性 評価		・炉心損傷防止			おおむね審議済	
				・格納容器破損防止			おおむね審議済	
				・使用済燃料貯蔵槽			おおむね審議済	
				・停止時			おおむね審議済	
				・シーケンス選定			おおむね審議済	
				・解析コード			おおむね審議済	
		設備・ 手順		・停止失敗時未臨界確保			おおむね審議済	
				・炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)				
				・最終ヒートシンク				
				・格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)				
				・水素対策(格納容器、原子炉建屋)				
				・使用済燃料貯蔵槽			おおむね審議済	
				・緊急時対策所				
				・その他(監視測定、通信連絡等)				
・大規模損壊								
技術的能力			おおむね審議済					
備考								

注) おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることもあり得る。
空欄: 未審議のもの 一部着手: 一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中: 一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

○設計及び工事の計画の認可

令和8年10月6日

対象発電炉	案件	審査状況	備考
柏崎刈羽7号	特定重大事故等対処施設	令和6年11月28日に第4回申請がなされ、令和8年7月30日及び9月3日の審査会合において、大型航空機衝突影響評価等の説明を受けた。引き続き、審査会合において、詳細設計の内容等について確認していく。 なお、東京電力ホールディングスから、7号機第4回申請に含まれる6号機との共用施設については、6号機第2回申請と同時の審査を希望する旨説明があったことから、6号機第2回申請と合わせて審査を進めている。	全4分割申請。 第1回申請：令和7年9月29日認可※ 第2回申請：令和7年9月29日認可※ 第3回申請：令和7年9月29日認可※ ※6号機第1回申請と同時処分
柏崎刈羽6号	特定重大事故等対処施設	令和7年11月28日に第2回申請がなされ、令和8年7月30日及び9月3日の審査会合において、大型航空機衝突影響評価等の説明を受けた。引き続き、審査会合において詳細設計の内容等について確認していく。 なお、上記のとおり、6号機第2回申請に含まれる7号機との共用施設については、7号機第4回申請と合わせて審査を進めている。	全3分割申請。 第1回申請：令和7年9月29日認可※ ※7号機第1回から第3回申請との同時処分
東海第二	本体施設（一部変更）及び特定重大事故等対処施設	令和6年8月2日に、防潮堤の設計変更等に係る第5回申請がなされ、令和8年8月27日の審査会合において、防潮堤の設計変更※に係る詳細検討結果のうち、耐震・耐津波評価の結果及び地中連続壁の残置影響評価の結果並びに施工の不具合を踏まえた施工管理の改善策の説明を受け、設計変更後の構造成立性等が確認できたことから、主要な論点に係る議論はおおむね収束した。今後これまでの議論を踏まえた補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。 ※防潮堤（鋼製防護壁）の基礎部で施工の不具合が確認されたことを踏まえた設計変更。事業者は、これまでの審査会合での議論の結果、不具合が生じた地中連続壁は残置するが基礎としては使用せず、鋼製防護壁の基礎部の剛性・耐力の確保の観点から、追加基礎として鋼管杭を設ける構造に変更するとともに、周辺地盤の改良を行う方針としている（別添参照）。	全5分割申請。 第1回申請：令和4年11月16日認可 第2回申請：令和5年5月31日認可 第3回申請：令和5年10月2日認可 第4回申請：令和6年12月5日認可
島根2号	特定重大事故等対処施設	令和7年1月31日に第1回申請がなされ、令和8年1月22日の審査会合において、原子炉冷却系統施設の説明を受け、主要な論点に係る議論はおおむね収束した。今後、これま	全2分割申請。

		での議論を踏まえた補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。 なお、現在事業者において、地震応答解析等に用いる解析コードの不具合が解析に及ぼす影響について確認中。	
泊3号	本体施設	令和7年7月30日の新規制基準適合性に係る設置変更許可を踏まえ、令和7年7月10日、9月30日、12月18日、令和8年1月30日、3月31日及び4月28日に補正がなされ、同年6月23日までの審査会合において、それぞれの補正の概要等の説明を受けた。また、令和8年9月3日の審査会合において、火災防護のうち、ハロゲン化物消火設備の詳細設計として、複数の火災区画をグループ化し、消火剤を同時に放射する設計について追加の説明を受けた。これに対し、設定した放射時間が早期消火や人の安全な退避へ及ぼす影響、火災が発生しない区画へ消火剤を放射することの影響、消火剤を複数の火災区画内に放射できる能力を有していることについて説明を求めた。引き続き、審査会合において詳細設計の内容を確認していく。	

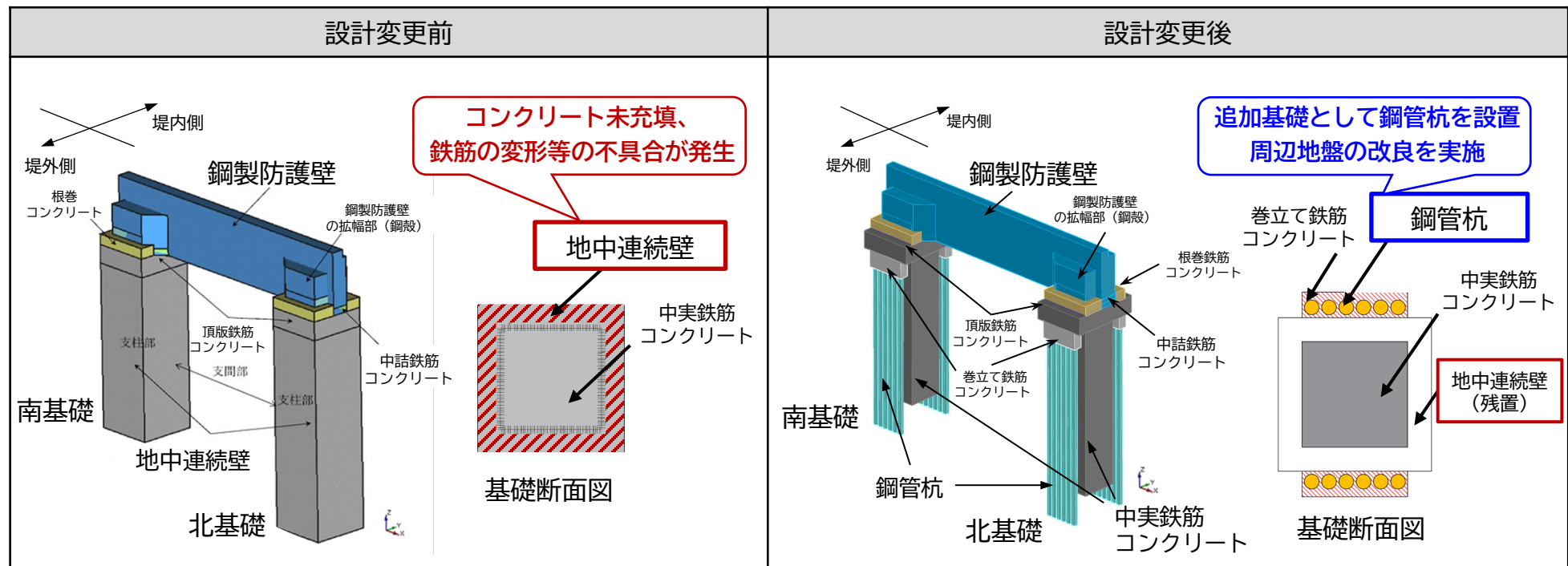
○保安規定変更認可

対象発電炉	案件	審査の現状	備考
東海第二	本体施設及び 特定重大事故 等対処施設	平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、新規制基準への適合及び特定重大事故等対処施設等の設置に係る設置変更許可並びに設計及び工事の計画の認可の内容を反映した補正がなされ、同年9月26日の審査会合において、補正の概要の説明を受けた。今後、各項目の具体的な内容及び審査会合での指摘事項への回答を確認していく。	

◎事業者は、防潮堤（鋼製防護壁）の基礎部（地中連続壁）で施工の不具合が確認されたことを踏まえ、以下の設計変更を行う方針としている。

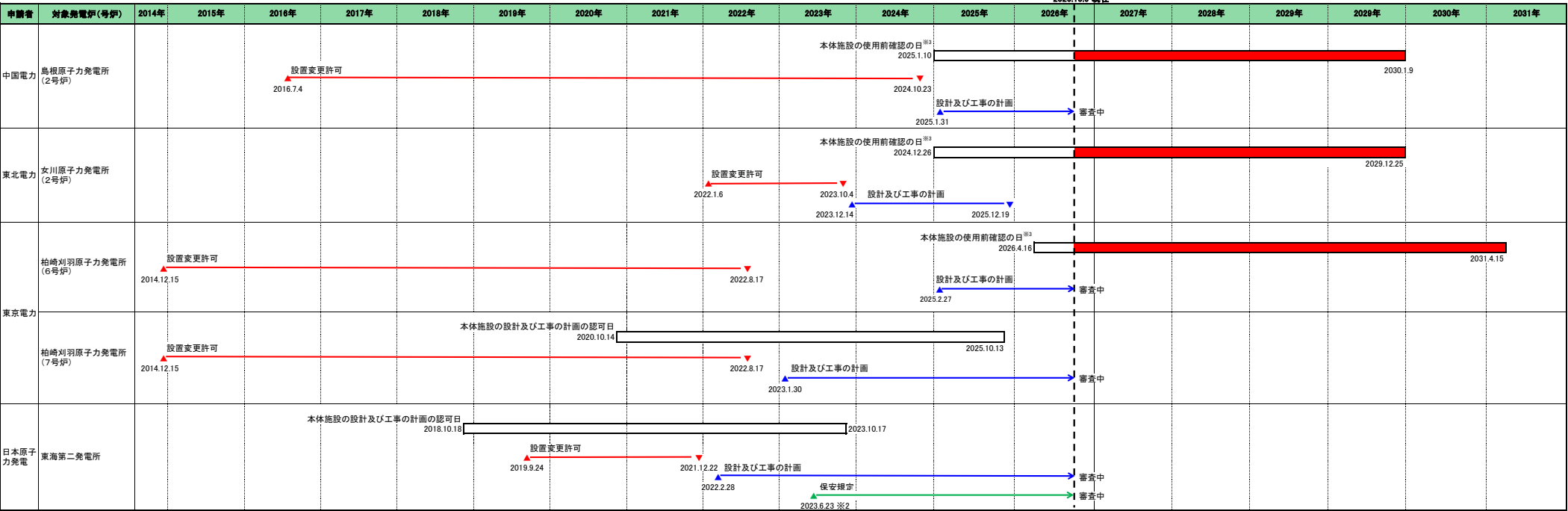
- ・不具合が生じた地中連続壁は残置するが基礎としては使用しない
- ・鋼製防護壁の基礎部の剛性・耐力の確保の観点から、追加基礎として鋼管杭を設ける構造に変更するとともに、周辺地盤の改良を行う

◎上記の設計変更について、耐震・耐津波評価及び地中連続壁の残置影響評価の結果の説明を受け、設計変更後の構造成立性を確認した。



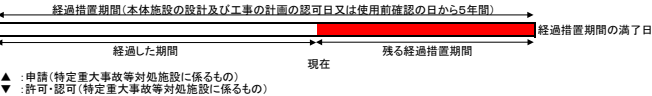
特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料3



※1 本体施設の設置変更許可処分を行ったプラントのうち、特定重大事故等対象施設に係る申請を審査中のものを記載。
※2 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。
※3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則(令和8年原子力規制委員会規則第7号)により、経過措置の起点が本体施設の使用前確認終了日からとなった。

凡例



※2026. 07. 01 以降に申請された審査案件を下線で示す。

2026 年 10 月 6 日時点

1-1. バックフィット（設工認）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	伊方3	標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加	2025. 10. 16	標準応答スペクトルの取り入れに関する基準の解釈の改正に伴う基準地震動の追加に係る既設の施設への影響の評価。	2026. 08. 28 に認可。
2	伊方3	標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加（使用済樹脂貯蔵タンク）	2026. 08. 27	標準応答スペクトルの取り入れに関する基準の解釈の改正に伴う基準地震動の追加に係る使用済樹脂貯蔵タンクへの影響の評価。	申請内容の確認中。
3	伊方3	標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加（使用済樹脂貯蔵タンクに係る火災区域構造物）	2026. 08. 27	標準応答スペクトルの取り入れに関する基準の解釈の改正に伴う基準地震動の追加に係る使用済樹脂貯蔵タンクに係る火災区域構造物への影響の評価。（変更認可申請）	申請内容の確認中。
4	伊方3	標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加（使用済燃料乾式貯蔵施設）	2026. 08. 27	標準応答スペクトルの取り入れに関する基準の解釈の改正に伴う基準地震動の追加に係る使用済燃料乾式貯蔵施設への影響の評価。（変更認可申請）	申請内容の確認中。
5	伊方3	標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加（A 型 MOX 燃料体）	2026. 08. 27	標準応答スペクトルの取り入れに関する基準の解釈の改正に伴う基準地震動の追加に係る A 型 MOX 燃料体への影響の評価。（変更認可申請）	申請内容の確認中。
6	川内 1・2	標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等	2026. 01. 29	標準応答スペクトルの取り入れに関する基準の解釈の改正に伴い、基準地震動を追加等。	2026. 02. 19 の審査会合で、概要を聴取。引き続き、個別の要求事項への適合性について確認する。

1-2. バックフィット（保安規定）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	東海第二	原子炉建屋の水素防護対策	2023. 06. 23 ^{※1}	BWR の原子炉建屋の水素防護対策に関する基準改正に伴い、格納容器ベントに係る手順等を変更。	2023. 09. 26 の審査会合で、概要を聴取。具体的な内容について、本体施設等に関する申請と併せて、今後の審査会合で確認する。

※1 2014. 05. 20 の本体施設に係る保安規定変更認可申請について、2023. 06. 23 に原子炉建屋の水素防護対策に関する変更を含む補正がなされた。

2-1. 個別案件（許可）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	泊3	所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置	2015. 12. 18	所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置。	2026. 08. 25 の審査会合で、これまでの指摘事項に対する回答を聴取。関連する案件の審査進捗を踏まえた上で、今後、補正を受理し、審査結果を取りまとめる。
2	大飯 3・4	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置	2024. 07. 12	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。 （日本海中南部の海域活断層の長期評価（第一版）（地震本部（2025））を踏まえた基準地震動及び基準津波への影響確認を含む。）	使用済燃料乾式貯蔵施設については、2026. 07. 30 の審査会合で、外部火災評価において、使用する型式証明特定兼用キャスクの設計条件を満足していないことについて、その対応を検討するように求めた。 地震本部（2025）の影響確認については、2026. 08. 21 の審査会合で、評価方針に基づく陸上地すべりによる津波の評価結果及び地震による津波との組合せ評価結果は、既許可の基準津波に影響を与えないことを確認したことから、おおむね妥当な検討がなされたものとした。 2026. 10. 06 の乾式貯蔵施設の設工認申請案件に係る審査会合で、事業者から、美浜の乾式貯蔵施設の設工認申請案件を優先したい旨の説明があった。
3	玄海 3・4	基準津波の変更	2024. 07. 25	日本海南西部の海域活断層の長期評価（第一版）の知見を踏まえた基準津波の変更等。	2026. 09. 02 に許可。
4	高浜 1・2・3・4	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置（2 期工事）	2025. 06. 13	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2026. 07. 30 の審査会合で、外部火災評価において、使用する型式証明特定兼用キャスクの設計条件を満足していないことについて、その対応を検討するように求めた。 2026. 10. 06 の乾式貯蔵施設の設工認申請案件に係る審査会合で、事業者から、美浜の乾式貯蔵施設の設工認申請案件を優先したい旨の説明があった。

5	川内 1・2	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置	2025. 10. 24	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2026. 07. 02 の審査会合で、これまでの指摘事項に対する回答等を聴取。2026. 09. 17 に補正を受理し、審査結果の取りまとめ中。
6	高浜 1・2・3・4	高燃焼度燃料導入	2026. 01. 09	3 号炉及び 4 号炉における高燃焼度燃料 (55, 000MWd/t) の導入。	2026. 09. 10 までの審査会合で、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する解析及び評価等を聴取。引き続き、指摘事項に対する回答について、今後の審査会合で確認する。
7	大飯 3・4	使用済樹脂処理設備の設置	2026. 01. 09	使用済樹脂処理設備の設置。	2026. 07. 28 の審査会合で、これまでの指摘事項に対する回答等を聴取。今後、補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。
8	柏崎刈羽 6・7	新潟の原子力施設事態即応センターの追加	2026. 05. 18	新潟の原子力施設事態即応センターの追加。	2026. 09. 10 の審査会合で、これまでの指摘事項に対する回答を聴取。今後、補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。
9	<u>女川 2</u>	<u>原子炉格納容器内水素濃度計の変更</u>	<u>2026. 09. 02</u>	原子炉格納容器内水素濃度計の変更。	申請内容の確認中。

2-2. 個別案件（設工認）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	東海第二	所内常設直流電源設備 (3 系統目) の設置	2023. 08. 31	所内常設直流電源設備 (3 系統目) の設置。	2023. 12. 07 の審査会合で、申請書等の記載誤りについて聴取。今後、関連する設工認の審査進捗を踏まえた補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。
2	柏崎刈羽 6	ハフニウムフラットチューブ型制御棒の採用	2025. 08. 19	ハフニウムフラットチューブ型制御棒の導入。	2026. 03. 19 の審査会合で、事業者から、指摘事項を踏まえた追加的な健全性評価に時間を要しており、他の設工認申請案件を優先したい旨の説明があった。
3	女川 2	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置	2026. 02. 06	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2026. 08. 20 の審査会合で、木材緩衝体のこれまでの指摘事項に対する回答等を聴取。これに対し、木材緩衝体の長期健全性を確保するための適切な予防保全策を検討するように求めた。引き続き、指摘事項に対する回答について、今後の審査会合で確認する。
4	柏崎刈羽 7	所内常設直流電源設備 (3 系統目) の設置	2026. 02. 25	所内常設直流電源設備 (3 系統目) の設置。	2026. 09. 04 及び 2026. 10. 02 に補正を受理し、審査結果の取りまとめ中。
5	玄海 4	使用済燃料乾式貯蔵容器の追加設置	2026. 04. 08	使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ 2) 10 基の追加設置。	2026. 09. 07 に認可。
6	玄海 3・4	主変圧器更新	2026. 04. 08	主変圧器の更新。	2026. 09. 24 に認可。
7	<u>柏崎刈羽 6・7</u>	<u>可搬型重大事故等対処設備の更新等</u>	<u>2026. 07. 15</u>	可搬型重大事故等対処設備の更新等。	申請内容の確認中。
8	<u>美浜 3</u>	<u>空冷式非常用発電装置、電源車及び電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)の更新</u>	<u>2026. 07. 30</u>	空冷式非常用発電装置、電源車及び電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)の更新。	今後、補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。
9	<u>高浜 1・2・3・4</u>	<u>空冷式非常用発電装置、電源車及び電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)の更新</u>	<u>2026. 07. 30</u>	同上	同上
10	<u>大飯 3・4</u>	<u>空冷式非常用発電装置、電源車及び電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)の更新</u>	<u>2026. 07. 30</u>	同上	同上
11	<u>美浜</u>	<u>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置</u>	<u>2026. 08. 31</u>	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2026. 10. 06 の審査会合で、概要を聴取。引き続き、個別の要求事項への適合性について確認する。事業者から、乾式貯蔵施設の申請案件について、複数申請していることを踏まえ、その中でも本申請を優先したい旨の説明があった。
12	<u>高浜 1・2・3・4</u>	<u>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置 (1 期工事)</u>	<u>2026. 08. 31</u>	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2026. 10. 06 の審査会合で、概要を聴取。事業者から、美浜の乾式貯蔵施設の設工認申請案件を優先したい旨の説明があった。
13	<u>大飯 3・4</u>	<u>安全保護シーケンス盤及び計装用電源の取替え</u>	<u>2026. 08. 31</u>	安全保護シーケンス盤及び計装用電源の取替え。	申請内容の確認中。

14	玄海 3・4	ガス絶縁開閉装置の更新	2026. 10. 01	ガス絶縁開閉装置の更新	申請内容の確認中。
----	--------	-------------	--------------	-------------	-----------

2-3. 個別案件（保安規定）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	東海	東海第二発電所の新規制基準への適合に当たり必要な事項の変更	2023. 06. 23	東海第二発電所での竜巻対策等の新規制基準対応のため、東海発電所において対応が必要な事項の変更。	2023. 09. 19 の審査会合で、変更の概要を聴取。東海第二発電所と併せて審査結果を取りまとめる予定。
2	伊方	廃止措置計画の反映	2025. 11. 20	廃止措置計画（第 2 段階（1 号炉））の反映に伴う変更。	2026. 07. 02 に認可。
3	柏崎刈羽	SA 設備・特重施設の LCO に係る記載の一部見直し	2026. 02. 27	6 号炉及び 7 号炉の重大事故等対処設備である衛星電話、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測装置及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラの LCO に係る記載の一部見直し。	2026. 08. 27 までの審査会合で、LCO 対象の設備が機能喪失した場合でも、予備機への切替えその他の代替手段が確保でき、SA 時の対処に問題がない場合には LCO 逸脱とはみなさないとする事業者の方針の妥当性を確認。 今後、補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。
4	美浜	SA 設備・特重施設の LCO に係る記載の一部見直し	2026. 02. 27	3 号炉の重大事故等対処設備である衛星電話、可搬型モニタリングポスト及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラ並びに特定重大事故等対処施設を構成する設備の LCO に係る記載の一部見直し。	同上
5	高浜	SA 設備・特重施設の LCO に係る記載の一部見直し	2026. 02. 27	1 号炉から 4 号炉の重大事故等対処設備である衛星電話、可搬型モニタリングポスト及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラ並びに特定重大事故等対処施設を構成する設備の LCO に係る記載の一部見直し。	同上
6	大飯	SA 設備・特重施設の LCO に係る記載の一部見直し	2026. 02. 27	3 号炉及び 4 号炉の重大事故等対処設備である衛星電話、可搬型モニタリングポスト及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラ並びに特定重大事故等対処施設を構成する設備の LCO に係る記載の一部見直し。	同上
7	東海第二	使用済燃料のリサイクル燃料貯蔵株式会社における貯蔵及び第 6 給水加熱器の輸出に伴う変更	2026. 04. 20	使用済燃料のリサイクル燃料貯蔵株式会社における貯蔵及び放射性廃棄物である第 6 給水加熱器の海外への輸出に伴う変更。	2026. 05. 21 の審査会合で、変更の概要を聴取。引き続き、個別の要求事項への適合性について、今後の審査会合で確認する。
8	敦賀	クリアランス制度の適用及び使用済燃料のリサイクル燃料貯蔵株式会社における貯蔵に伴う変更	2026. 04. 20	1 号炉におけるクリアランス制度の適用及び 2 号炉での使用済燃料のリサイクル燃料貯蔵株式会社における貯蔵に伴う変更。	2026. 05. 21 の審査会合で、変更の概要を聴取。引き続き、個別の要求事項への適合性について、今後の審査会合で確認する。
9	玄海	高燃焼度燃料導入	2026. 05. 18	4 号炉における高燃焼度燃料の導入に伴う変更。	2026. 07. 14 に認可。
10	女川	管理区域の変更	2026. 05. 29	所内常設直流電源（3 系統目）設置に伴う 2 号炉の一部管理区域の変更。	2026. 08. 24 に認可。
11	大飯	廃止措置計画の反映	2026. 06. 25	廃止措置計画（第 2 段階以降（1 号炉及び 2 号炉））の反映に伴う変更。	2026. 08. 20 の審査会合で、変更の概要を聴取。今後、審査結果を取りまとめる。
12	玄海	竜巻対策に係る固縛方式の一部変更	2026. 06. 29	3 号炉及び 4 号炉の竜巻対策に係る一部の重大事故等対処設備の固縛方式の変更に伴う変更。	2026. 09. 08 の審査会合で、変更の概要を聴取。2026. 10. 02 に補正を受理し、審査結果の取りまとめ中。
13	川内	管理区域の変更	2026. 06. 29	1 号炉の管理区域の一部を汚染のおそれのない管理区域へ区分変更することに伴う変更。	2026. 09. 14 に認可。
14	島根	放射性固体廃棄物の処理に関する運用の一部変更	2026. 08. 27	使用済樹脂及びフィルタスラッジの処理に関する運用の一部変更に伴う変更。	申請内容の確認中。
15	美浜	タービン動補助給水ポンプの取替え	2026. 08. 31	タービン動補助給水ポンプの取替えに伴う変更。	申請内容の確認中。
16	高浜	タービン動補助給水ポンプ、炉内構造物及び格納容器真空逃がし装置の取替え並びに炉内構造物保管庫の設置	2026. 08. 31	タービン動補助給水ポンプ、炉内構造物及び格納容器真空逃がし装置の取替え並びに炉内構造物保管庫の設置に伴う変更。	申請内容の確認中。

3. 上記以外の審査案件

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	柏崎刈羽 6	長期施設管理計画 (30 年超)	2025. 12. 24	運転開始後 30 年を超えて運転しようとする 柏崎刈羽 6 号炉の長期施設管理計画の策定。 当該計画の期間は、2026 年 11 月 7 日から運 転開始後 40 年となる 2036 年 11 月 6 日まで。	2026. 07. 16 の審査会合で、これまでの 指摘事項に対する回答等を聴取。 2026. 08. 27 に補正を受理し、その補 正で日常劣化管理事象に係る評価 を変更したことから、2026. 09. 24 の 審査会合で確認した。2026. 10. 06 に 補正を受理し、審査結果を取りまと め中。
2	美浜 3	長期施設管理計画 (50 年超)	2025. 12. 24	運転開始後 50 年を超えて運転しようとする 美浜 3 号炉の長期施設管理計画の策定。当該 計画の期間は、2026 年 12 月 1 日から運転開 始後 60 年となる 2036 年 11 月 30 日まで。な お、評価期間は 70 年までとしている。	2026. 08. 25 の審査会合で、高圧ター ビンからの蒸気漏えい事象につい て、長期施設管理計画に反映する劣 化管理や措置がないことを確認し た。今後、補正を受理した上で、審 査結果を取りまとめる。
3	玄海 4	長期施設管理計画 (30 年超)	2026. 07. 02	運転開始後 30 年を超えて運転しようとする 玄海 4 号炉の長期施設管理計画の策定。当該 計画の期間は、2027 年 7 月 25 日から運転開 始後 40 年となる 2037 年 7 月 24 日まで。	2026. 08. 25 の審査会合で、概要を聴 取。引き続き、劣化評価の内容等 について、今後の審査会合で確認す る。
4	福島第二 1・ 2・3・4	廃止措置計画 (変更)	2024. 04. 05	廃止措置のための使用済燃料乾式貯蔵施設の 設置。	2026. 04. 30 及び 05. 12 の審査会合 で、火災防護、津波、降下火砕物層 厚の設定の考え方等を聴取。引き続 き、個別の要求事項への適合性につ いて、今後の審査会合で確認する。
5	伊方 1・2	廃止措置計画 (変更)	2025. 11. 20	廃止措置計画の第 2 段階（1 号炉）。	2026. 07. 02 に認可。
6	大飯 1・2	廃止措置計画 (変更)	2026. 04. 20	廃止措置計画の第 2 段階以降（1 号炉及び 2 号炉）。	2026. 08. 20 の審査会合で、これまで の指摘事項に対する回答等を聴取。 今後、補正を受理した上で、審査結 果を取りまとめる。
7	カナデビア	型式証明 (特定兼用キャス ク) (変更) ※2	2026. 05. 11	BWR、Hitz-B69 型、貯蔵建屋内、横置き。	2026. 06. 30 の審査会合で、概要を聴 取。今後、補正を受理した上で、審 査結果を取りまとめる。
8	東芝	型式証明 (燃料体)	2026. 09. 18	BWR 用 10×10 燃料体 (NX1 型)	申請内容の確認中。
9	カナデビア	型式指定 (特定兼用キャスク)	2024. 04. 01	PWR、Hitz-P24 型、貯蔵建屋内、縦置き。	2026. 09. 08 の審査会合で、ガンマ線 による照射の影響等を踏まえた中 性子遮蔽材の遮蔽性能について聴 取。今後、補正を受理した上で、審 査結果を取りまとめる。
10	カナデビア	型式指定 (特定兼用キャスク)	2025. 02. 05	BWR、Hitz-B69 型、貯蔵建屋内、横置き。	2026. 04. 30 の審査会合で、バスケット 用材料の長期健全性に係る対策 を変更するため、当該キャスクに係 る型式証明変更を申請する方針で あること等を聴取。今後、型式証明 変更承認後、これまでの指摘事項に 対する回答について、審査会合で確 認する。
11	三菱重工業	型式指定 (特定兼用キャスク)	2026. 02. 06	PWR、MSF-28P 型、貯蔵建屋内、横置き。	2026. 7. 17 に補正を受理し、審査結 果の取りまとめ中。

※2 No. 10 の型式指定の審査の過程において、型式証明について変更の必要性が生じたもの。

原子力発電所の審査とは？

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づく事業者から提出される施設の設計や安全対策の内容が規制基準を満たしているかどうかを確認しています。

規制基準とは？

例えば、原子力発電所について以下のような規制基準があります。

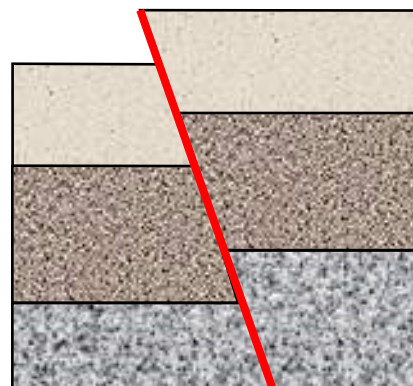
- 原子炉建屋などの安全上重要な施設の直下に活断層などがないことを求めています。
- 地震による揺れや津波による浸水によって、原子炉を止める・冷やす・放射性物質を閉じ込めるといった安全機能が損なわれないことを求めています。
- 福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、外部電源が喪失した上で、非常用のディーゼル発電機などが使用できなくても、可搬の電源車などにより電源を確保すること、また、原子炉を冷却するためのポンプが損傷した場合にも、代わりとなる可搬型のポンプを用いた注水により、原子炉を冷却できることを求めています。

原子力発電所の基準適合性審査

審査官による基準適合性の確認

① 敷地の地質・地質構造

- 事業者は、原子炉建屋などの直下の断層について、約12～13万年前以降の活動が否定できることを、文献調査、地質調査に基づく評価結果などを用いて、審査官に説明を行います。
- 審査官は、事業者の説明内容について、断層が地層に影響を与えている範囲がどこまでか、地質に含まれている物質の特徴などにより地層の年代が適切に評価されているか、断層の影響を受けていない地層の年代が約12～13万年前より古いかどうか、などをデータに基づき確認します。



活断層



活断層



活断層ではない

原子力発電所の基準適合性審査

審査官による基準適合性の確認

② 設備の設計や手順等

- 例えば、審査では、原子炉を冷却するための常設のポンプが使用不能となった場合に、可搬型のポンプで冷却する対策の申請があった場合には、ポンプや配管などの系統構成とこれらの耐震性の評価結果、ポンプの容量や個数、事故時の対応手順、厳しい条件下でも対策が機能するかの評価結果などにより、規制基準に適合しているかを確認しています。
- 事業者は、規制基準を満たすために、具体的にどのような設備を用いるのか、また、どのような手順で対策を行うのかなどについて、申請書や審査資料により、審査官に説明を行います。
- 審査官は、事業者からの説明に対して、設備の設計方針、構造・容量・個数などの仕様、地震や津波などに対する設計や評価、事故時の解析結果などのエビデンスにより、妥当性を確認します。

